

令和4年2月21日

第2回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年2月21日（月） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

2 番 〇〇〇〇〇 , 3 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和4年2月21日（月） 午前11時10分

令和4年第2回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第10号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第11号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第12号 農地法第4条による許可申請について

議案第13号 農地法第5条による許可申請について

議案第14号 非農地証明願について

議案第15号 農用地等のあわせんについて

議案第16号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第17号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第18号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告第2号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第2回農業委員会総会

令和4年2月21日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。1月、2月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、4番〇〇〇〇〇〇委員から途中退席届が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第2回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番〇〇〇〇〇〇委員、3番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

それでは、議事に入ります。議案第10号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉6号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、叔母と姪の子という事です。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で30分程度で、通作距離について営農に支障ないと思われます。なお、新規就農という事です。〇〇〇〇〇〇さんの親は、認定農家で養豚を経営されており、〇〇〇〇〇〇さんも毎日通われているという事です。機械の方も借りる事ができ、甘藷の出荷先は、JAとなっております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉7号について、2月19日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、兄弟であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉8号について、2月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉9号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には甘藷、田には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。受人と渡人の関係は、叔父さんになります。父が養豚を経営しており、認定農家です。機械については、親の機械を借りて作業しているみたいです。近い将来、経営移譲しまして認定農家になるという事です。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉10号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、

取得する農地には、ゆずが定植されており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。農業機械等は、運搬車・モアを所有し、出荷先は、ゆずの加工センター、資材等の購入先は、JA という事です。続きまして、受理番号末吉 11 号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ゆずが定植されており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 12 号について、2月19日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、親戚でもないのですが、親の代から付き合いがあり、自分が所有している隣の田になります。渡人が入院されて跡継ぎもいなくて、処分に困るのでもらってくれというような事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 13 号について、2月6日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 14 号について、2月8日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷・そばを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、農業機械については、トラクターと動噴を3年間無償で貸してあげるという事のようにです。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 15 号について、2月17日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (○○○○○)

受理番号財部 16 号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、受人と渡人は、双子の兄弟になります。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

今回、新規就農者が多いようですが、それぞれ専業でされるのか兼業でされるのか教えてください。

○推進委員（○○○○○）

先程も述べたとおり、養豚業をされていますので、兼業でされるという事になるかと思います。

○1番委員（○○○○○）

末吉の6号と兄弟ですので同じという事になると思います。それから末吉10号ですが、削蹄師ですので兼業だと思います。

○7番委員（○○○○○）

財部の14号につきましては、兼業でございます。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第10号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第11号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉9号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、三枝前自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、甘藷貯蔵庫を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、甘藷貯蔵庫を設置する面積1,858㎡のうち93.8㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、甘藷貯蔵庫を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号財部10号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、川畑自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と山林、西が畑、南が道路と畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積426㎡に農機具収納庫1棟396㎡が建築されており、周囲の状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、現状のままで利用し、隣接する畑にも被害を及ぼさないで特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま

○推進委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「はい」の声あり)

○事務局 (○○○○○局長)

○議長（○○○○○会長）

(「なし」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することとします。

受理番号財部 10 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、七村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで山林、南が道路を挟んで宅地と山林、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 863 m²に農機具小屋 1 棟 180 m²、薪小屋 1 棟 40 m²、農機具置場、通路、作業場を既に設置済で周囲の状況からみても適当と思います。排水については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、現状のままで利用し、隣接地にも被害を及ぼさないで特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成 14 年頃に申請地に農機具小屋 1 棟、薪小屋 1 棟を建築し、農機具置場等を設置していたものです。ついては、農機具小屋建築後 20 年が経過しており、農地への復元は著しく困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 11 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、七村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで山林、西が宅地、南が原野と水路を挟んで山林、

北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 465 m²に農家住宅の増築部分 21 m²、農機具収納庫 2 棟 110 m²、作業場・通路が設置済で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は既存の側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、周囲に緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地です。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成 5 年頃に農家住宅を増築し、その後平成 29 年頃農機具収納庫を建築し、作業場・通路を整備していたものです。ついては、増築後 29 年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われる事から転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 12 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の議案 11 号で説明しましたので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成 17 年頃に申請地に堆肥舎を建築し、肉用牛を肥育していたが、現在は肥育を辞め、堆肥舎を農機具収納庫として利用しています。堆肥舎建築後、17 年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われる事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 13 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、富田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 641 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、ブロックを設置し、誓約書も添付されている為、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成 30 年頃に申請地の一部に杉を植林していましたが、今回、許可を得て申請地全体に植林しようとするものです。ついては、周囲を山林に囲まれ、生産性も低い事から転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 14 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、溝ノ口自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が水路と道路を挟んで山林、南が道路を挟んで田、北が山林であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,214 m²に杉苗木 450 本を植林する計画で周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、周囲には緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は高齢で農業後継者もおらず、これ以上耕作を行う事が困難である事から今回許可を得て杉を植林し管理しようとするものです。ついては、申請地は周囲を山林に囲まれ生産性も低い事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第12号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第13号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○11番委員（○○○○○）

受理番号末吉9号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫、通路、転回スペース、作業場を整備する面積として全体で326㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで南側の側溝へ放流する為、適当と思います。被害防除につきましては、盛り土50cmをし、土固めをする為、土砂の流失はないと思います。なお、誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当します。不許可の例外の農業用施設に該当し、農業用倉庫、通路、転回スペース、作業場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉10号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、五位塚自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地・工場、西が道路を挟んで畑、南が道路、北が山林です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、駐車場・資材置場を整備する面積として全体で3,918㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、駐車場と資材置場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉11号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、白毛自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が道路を挟んで山林です。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、駐車場を整備する面積として全体で252㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除については、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の既存施設の拡張に該当し、駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。

以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 12 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が畑、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、車庫・倉庫を整備する面積として全体で 951 m²ですが、西側が道路と約 8 m の高低差がある為、一部を崖保全用地の確保 341 m²と東側も道路との高低差が 2 m から 3 m ある為、通路 250 m²が必要であり、残り 360 m²に車庫・倉庫 72.2 m²と転回スペース等を考えると同種施設の状況から見ても適当と思います。排水等については、雨水のみで東側道路の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、南側隣接地農地との境界にブロックを設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、車庫・倉庫・転回スペース等を整備する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○6 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 13 号・末吉 14 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。譲受人と一緒に場所も隣ですので一緒に報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が豚舎、南が豚舎、北が山林です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、豚舎等を整備する面積として、13 号が 1,345 m²であり、14 号が 2,560 m²で同種施設の状況から見ても適当と思います。排水等については、雨水は、道路の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、誓約書が添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、豚舎等を整備する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、参考資料の 86 ページですが○○○○○と○○○○○を購入したかったという事ですが、連絡がつかないという事で凄く荒れております。山林化しているような状況です。○○○○○は、○○○○○さんの山であります。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 15 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上麓自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が道路を経て宅地、南が宅地と道路、北が道路を経て宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しと融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 424 m²で、住宅 138.6 m²の建築は、同種施設の状況から見ても適当と思います。排水等については、雨水は、南側側溝へ放流するもので適当と思われます。汚水・生活排水は、公共下水道に放流する事から適当と思われます。被害防除については、境界にはブロック擁壁を設け、建物は、平屋建てで隣接地と 2.5m 以上離し、又、誓約書も添付されている為、問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号大隅 16 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、おりた自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑です。目的実現

の確実性は、申請人は、現在の借家が手狭になり、自己の一般住宅を建築するもので金融機関からのローン審査通知が添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 500 m²に一般住宅 1 棟 96.42 m²とカーポート 36 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は既存の側溝に放流するもので支障ないと思います。被害防除については、住宅・カーポートを隣接地から 3 m 以上の緩衝地があり、日照・通風に支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、西側の集落に接続する事から不許可の例外である集落接続施設に該当します。代替地の検討については、金額面で折り合わず、他に適地もなく、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さん・〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇 7 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 17 号・財部 18 号を 2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。受理番号財部 17 号ですが、申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と田、南が水路と道路を挟んで田、北が市道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、金融機関からのローン審査通知が添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 500 m²に一般住宅 1 棟 110 m²と通路 130 m²を設置するもので適当と思います。なお、この通路は、今回同時申請されている通路となります。排水等については、生活排水は合併浄化槽で処理し、雨水は、既存の北側側溝に放流するもので支障ないと思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、現在、借家住まいですが今回申請地に一般住宅 1 棟を新築するもので転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 18 号ですが、申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が宅地と田、南が水路と道路を挟んで田、北が市道を挟んで畑と宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 378 m²に資材置場をするもので適当と思います。なお、資材置場への通路については、同時申請がされているこの通路は、今回同時申請されている住宅の通路で確保するものでございます。排水等については、雨水は自然流下で特に問題ないと思います。被害防除については、周囲にブロック塀を設置し緩衝地を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、周囲に住宅がある事から不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、市内で鉄鋼業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭で不便な為、今回申請地に資材置場を設置するもので転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇 4 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 19 号を 2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、田代自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と田、南が水路と道路を挟んで田、北が市道を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書並びに通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 6,739 m²に牛舎 1 棟 1,956 m²を建築し、旋回場・ロール置場・機材置場を設置するもので、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は南側の山林に流入しないように土留工事を行い、家畜排泄物は、貯留槽にて処理する為適当と思います。被害防除については、隣接する畑との間に緩衝地を設け、南側には山林が広がっており、北側には既存の牛舎があることから特に

○推進委員 (○○○○○)

○7番委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

○3番委員 (○○○○○)

○事務局 (○○○○○○係長)

○議長（○○○○○会長）

○18 番委員 (○○○○○)

○事務局 (○○○○○係長)

私の方からお答えします。まず、資材置場の地目の件ですが、一般的には雑種地になります。この〇〇〇〇〇〇さんの件ですけれど、親子で一方が一般住宅・通路、奥に行く為の通路になります。お父さんの方が資材置場で〇〇〇〇〇〇鉄工所を経営されていて、今自宅の片隅に資材置場を設置

していますが、どうしても手狭で息子さんが家を新築したいという事で500㎡以内と決まっているので適地を探した所873㎡の田が見つかったという事です。これは、分筆します。分筆後は、今の873㎡が878㎡になります。測量かけるとしばしばそういう事があります。500㎡で切って残りの378㎡は、ちょうど資材置場にされるというような事でございます。以上です。

○18 番委員 (○○○○○)

雑種地にされて建物とか建てる計画等は、ないものですか。

○事務局 (○○○○○局長)

農地を一回転用されて登記を変更されると、農業委員会の手から離れてしまうという事になります。○○○○○委員がおっしゃった雑種地に登記を変えて、建物とか杉木をとかされた場合は、農業委員会は中に入れないという話になります。実際今までもそのような事があります。農業委員会としてそこが弱い立場だなと感じております。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (○○○○○)

財部新田の田の所は、宅地化されてますけど、今まで許可をして頂いた分で全体が宅地化している所があるようです。実際は、500㎡で許可しているのに、それ以上に無断でされている所もあると思いますので調査の段階でちゃんとして頂きたいと思います。以上です。

○事務局 (○○○○○局長)

今のご意見ですが、我々サイドも怪しいなおかしいなと思った所がありまして、先般そこら辺を見て回りました。おかしい案件がありましたので、我々サイドで出来る範囲内でお願いしております。例えば税務課に宅地課税をして下さいとお願いしたり、これから先、無断転用通知を悪質なモノから文書等を出していこうかなと思ってます。それによって、指導をしていこうと思っております。また、皆様方のご協力をお願いします。

○18 番委員 (○○○○○)

財部 17 号と 18 号は基盤整備されている所で、こんなに簡単にできるのですか。何年前に基盤整備されているんですか。

○事務局 (○○○○○局長)

一応、基盤整備的なものは、8 年間は出来ないと聞いております。ですので、10 年位経って、条件等が合えば申請されて転用が出来るというような状況になろうかと思えます。

○11 番委員 (○○○○○)

今の財部新田は、基盤整備はされておられません。農振除外されてますので、このような住宅が建ってくるという事でございます。以上です。

○13 番委員 (○○○○○)

4 条・5 条について、今の件に関連があるんですが、私も父の家と主人の倉庫を転用したんですが、登記の場合法務局に自分で行って地目変更というのをしないとイケないんです。行政書士に頼むと5万円とかかかるので、それをしていない人が沢山いると思います。この申請はしますが、地目変更していない方が多くいらっしゃると思います。合併した前に申請した書類等がなくなっているとデータとして無くて再度申請しなくてはならない。これから先農業委員会としてデータを残しておくという事、何十年先までも保管できるようにという事と牛舎とかで申請はするんですけど、ほとんど地目変更していない方が多いと。牛舎の場合、屋根だけあって壁はないとしなくて良いと言われた方がいたのでそこを知りたい。

○事務局 (○○○○○局長)

今の質問ですが、正直申し上げて個人の問題だと思います。する方もいればしない方もいる。こちらとしては、しないといけないのですが、そちらの方も内の方としても権利がありませんので、お願いしかできないところでございます。転用をされた場合は、やはり、登記地目まで変え

て頂かないと、のちのち皆さん方の農地パトロールだったり、いろんな事に影響がございます。実際そのような方が自分のパトロール内にいらっしゃれば指導をお願いします。地目変更は、個人でも出来ますし簡単です。サンプルも農業委員会にありますので参考にしてもらえかと思います。また、法務局に行けば教えてくれますので、我が為と思っていただければと思います。また、皆さん方も勉強されてそのような方にアドバイスして頂ければと思います。以上です。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 13 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 10 時 25 分）

（休憩：午前 10 時 35 分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。それでは、議案第 14 号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○ 6 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 3 号について、2 月 10 日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、後迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が山林、北が畑です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、東西北側には、農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく影響はないと思います。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、建物については、昭和 60 年頃に建築されたものであり、建築後 20 年以上経過し現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。農家住宅として 20 年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 14 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山口裕之会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 15 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 10 については、私と○○○○○推進委員、末吉 11 については、5 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 12 については、2 番○○○○○委員と○○○○○推進委員、末吉 13 については、私と○○○○○推進委員、末吉 14 については、4 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 15 については、11 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 16・17・

18については、13番〇〇〇〇〇〇委員と〇〇〇〇〇〇推進委員、財部19については、3番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、財部20から23については、14番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅86号は、何人かにあっせんをお願いしたんですが該当者がいないという事で打切でお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉87号は、継続という事でした。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉91号は、継続でお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉92号は、継続でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅93号は、継続でお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部98号は、継続でお願いします。

○7番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部99号は、継続でお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉1号から末吉3号については、継続でお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉4号は、成立でお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉5号は、打切でお願いします。周り全体が荒れています。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉6号は、継続だそうです。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉7号は、継続でお願いします。

○19番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅8号は、継続でお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第16号農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定について、再設定10年以上末吉42号を除いて、期間ごとに一括して審査して差し支えありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規3年以上6年末満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規6年以上10年末満について、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)
ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。
(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)
議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定再設定 10 年以上末吉 42 を議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)
質疑・意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定再設定 10 年以上末吉 42 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)
○○○○○委員は、復席を願います。
(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)
次に議案第 17 号農用地利用集積計画の所有権移転末吉 28 号を除いて議題と致します。質疑・意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)
議案第 17 号農用地利用集積計画の所有権移転については、末吉 28 号を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転末吉28号についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転末吉28号については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席を願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長(○○○○○会長)

次に議案第18号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局(○○○○○局長)

大隅町月野の1筆、地目田について、災害による復旧が出来ないという事で非農地認定をお願いするものです。よろしくお願いします。

○議長(○○○○○会長)

只今説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第18号耕作放棄地に係る非農地認定については認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので議案第18号耕作放棄地に係る非農地認定については認定することに決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に報告第2号合意解約等の報告については、総会資料の38ページから45ページですのでご覧下さい。

○議長(○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局(○○○○○局長)

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

終期一覧の取り扱いについて（各委員報告）

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和4年第2回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和4年2月21日（月） 午前11時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員